

留萌国有林の地域別の森林計画 変更計画書

(留萌森林計画区)

計画期間 { 自 平成19年4月 1日
至 平成29年3月31日

(変更日：平成20年3月27日)

北海道森林管理局

留萌国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

平成18年9月に策定された新たな森林・林業基本計画においては、地球温暖化の防止や景観の保全等とともに、生物多様性の保全に対するニーズにも的確に応えて、優れた自然環境を有する森林の維持管理等を推進することが、重点的に取り組むべき事項の一つとされたところである。

これに即して、本森林計画区においては、生物多様性の保全に資する森林の整備及び保全の取組を推進していくものとし、森林法第7条の2第4項において準用する同法第5条第4項の規定に基づき、本計画を変更する。

また、関係通知に基づき計画事項を追加等するとともに、記載内容の一部変更についても併せて行う。

なお、本変更計画は、平成20年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

I 計画の大綱

2 計画樹立に当たっての基本的考え方 ----- (2) 1

II 計画事項

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(3) その他必要な事項 ----- (6) 1

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項 ----- (8) 1

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項 ----- (9) 2

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項 ----- (11) 2

(3) その他造林に関する必要な事項 ----- (11) 3

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項 ----- (13) 3

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(4) その他必要な事項 ----- (15) 3

10 保安施設に関する事項

(4) その他必要な事項 ----- (17) 3

11 その他必要な事項

(2) 森林の保護及び管理 ----- (20) 3

(3) その他必要な事項 ----- (21) 4

注1： ()内は、変更前の国有林の地域別の森林計画の頁である。

2： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更・追加箇所である。

I 計画の大綱

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、<以下略>

- ③ 天然記念物であるクマゲラや希少種であるクマタカ・オオタカの生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。
- ④ <略>
- ⑤ 生物多様性の保全に資する観点から、国民参加により、にしんの大群が押し寄せていた頃の多様な森林への再生を目指す「にしんの森再生」の取組を推進する。

II 計画事項

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(3) その他必要な事項

ア <略>

イ <略>

ウ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ生息森林の取扱い

国の天然記念物に指定されているクマゲラや「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカの生息の把握に努め、生息状況に応じて森林を適切に取り扱っていくものとし、これら希少鳥類の生息環境の保全を図る。

エ 生物多様性の保全に資する「にしんの森再生」の取組の推進

本森林計画区は、漁業の盛んな地域であり、特に昔はにしん漁で繁栄した。しかし、その資源は減少し、近年では種苗放流への転換が進められている。

一方、森林の状態は、開拓当初からにしん漁に伴う薪炭の採取が行われ、また、山火事等によっても裸地化が進行したとされている。さらに、当該地域は、冬期間の強い北西風や豪雪等の厳しい環境下に置かれるため、樹木の生育が制限される一方で、チシマザサが侵入し笹生地又は疎林化した森林が分布している。

森林は、その機能として、雨水などを蓄えてゆっくり河川に流し、洪水や濁水を緩和するとともに、その過程で水質を浄化していることから、漁場の保全にも寄与している。

このため、生物多様性の保全に資する観点から、にしんの大群が押し寄せていた頃の多様な森林への再生を目指すこととし、地域住民、漁業協同組合及びNPO等の参加も得た「にしんの森再生」の取組を進める。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、<以下略>

- a 主伐（間伐を含む。）については、(イ)育成複層林施業に準じることとするが、生物多様性等自然環境の保全等の観点からの検討を十分加える。

b <略>

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

ア～ウ <略>

エ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ生息森林の取扱い(ア) クマゲラ

営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、おおむね半径50m以内を「営巣木保護区域」、おおむね半径500m以内を「緩衝区域」として設定する。

営巣木保護区域においては、営巣木の伐採は行わない、営巣木周辺では弱度の択伐、間伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は立ち入りを控え、騒音の発生を防止する。

緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積5ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

（具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成18年6月29日付け18北計第27号）による（以下同じ）。）

(イ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径500m程度、オオタカについては半径250m程度の「営巣中心域」を設定する。また、クマタカ・オオタカともに、営巣木から半径2km程度の「高利用域」を設定する。

営巣木から半径50m程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期（クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月）に行い、皆伐が必要な場合は1ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内の人工林において皆伐を行う場合には、面積を5ha以下にするとともに、分散配置に努める。

（具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針の制定について」（平成19年3月28日付け18北計第147号）による（以下同じ）。）

また、このほかの希少野生生物についても、その生息・生育の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

イ 造林の標準的な方法

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

d まき付け等

< 略 >

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度地表処理を行う等により確実に更新を図る。*

ウ 伐採跡地の更新すべき期間*

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(3) その他造林に関する必要な事項

ア 防災的見地からの施業

< 略 >

イ 生物多様性の保全に資する「にしんの森再生」の取組の推進

土地本来の群落構成が失われた笹生地や疎林化等した林分において、多様な樹種、齢級構成からなる森林に再生するため、再生する地域、目標林型等を検討した上で、必要な施業（植込み、下刈等）を行っていくとともに、モニタリングを実施していく。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 国土の保全や地球温暖化防止等公益的機能を高度に発揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進するものとする。

イ < 略 >

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(4) その他必要な事項

ア～ウ < 略 >

エ 林道工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ生息森林の取扱い
< 略 >

10 保安施設に関する事項

(4) その他必要な事項

ア < 略 >

イ 治山工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ生息森林の取扱い
< 略 >

11 その他必要な事項

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

レクリエーション等を目的とした森林の利用は年々多様化、高度化してきており、<以下略>

クマゲラ、クマタカ・オオタカが生息する森林について、林道や歩道からおおむね50m以内の範囲に営巣木がある場合には、必要に応じて、営巣木の箇所の特定に結びつかないよう林道入口等へ看板を設置し、入林の抑制等を行う。

(3) その他必要な事項

ア 民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、<以下略>

イ 生物多様性の保全に資する「にしんの森再生」の取組の推進

にしんをシンボルとした森林の再生に当たっては、公開により行い、国民の理解の促進に努めるとともに、モニタリング調査等の実施においては、地域住民、漁業協同組合及びNPO等の参加を得て進めるものとする。

ウ 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するなど、森林環境教育の推進を図る。